

# 北海道苫小牧工業高等学校同窓会会則

## 第 1 章 名称及び本部

第 1 条 本会は北海道苫小牧工業高等学校同窓会と称する。

第 2 条 本会は本部を北海道苫小牧工業高等学校苫工記念館内に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は会員相互の親睦を図ると共に母校の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための諸活動
- (2) 会報及び会員名簿の発行
- (3) 母校の後援
- (4) その他必要と認められた事項

第 5 条 本会の目的のため、地域又は団体内に支部を置くことができる。

## 第 3 章 会 員

第 6 条 本会の会員を分けて正会員及び特別会員とする。

- (1) 正会員は北海道庁立苫小牧工業学校卒業生、北海道苫小牧工業高等学校卒業生並びに同校に在学したる賛同者とする。
- (2) 特別会員は北海道苫小牧工業高等学校職員及び旧職員とする。
- (3) 会員の入会、退会は会長の承認を受けるものとする。

## 第 4 章 役 員

第 7 条 本会は次の役員を置く。

- 顧問若干名、会長 1 名、副会長若干名、監査 2 名、幹事長 1 名、副幹事長 1 名、幹事若干名。
- (1) 顧問には本会の趣旨に賛同する者より会長之を委嘱する。
  - (2) 正副会長並びに監査は総会において正会員中より選出し、その任期は 3 ヶ年とし再任は妨げない。
  - (3) 幹事長、副幹事長及び幹事は、本部所在地在住の正会員より会長之を委嘱する。

第 8 条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 顧問は本会の重要な事項に関し会長の諮問に応じる。
- (2) 会長は本会の一切の会務を統括する。
- (3) 副会長は会長を補佐し会長事故ある時は之を代理する。
- (4) 幹事長は会長と連絡をとり庶務、会計、その他の一切会務を処理する。
- (5) 副幹事長は幹事長を補佐し幹事長事故ある時は之を代理する。
- (6) 監査は年 1 回以上会計事務を監査し総会に報告する。
- (7) 幹事は会長の命を受け諸般の会務に従事する。

## 第 5 章 会 議

第 9 条 本会の会議を分けて理事会及び総会とし、必要に応じて特別会員も出席できる。

- (1) 理事会は随時之を開催し、会務遂行に関して競技する。
- (2) 理事会は会長、副会長、監査、幹事長、副幹事長、幹事を以て構成する。
- (3) 総会は毎年 1 回 5 月之を開くことを原則とし、次の事項を付議する。
  - ① 会務の報告及び事業計画
  - ② 会則の改廃、諸規定の制定
  - ③ 財産の管理処分に関する事項
  - ④ 役員を選出
  - ⑤ その他会長が必要と認める事項

第 10 条 臨時総会は会長が必要と認められた時之を開く。

第 11 条 総会の決議は出席者の過半数を以てし、可否同数の時は議長の決める処に依る。

## 第 6 章 会 計

第 12 条 正会員は入会に際し入会金として金 3,600 円を納付するものとする。

第 13 条 正会員は毎年 4 月、年会費として金 2,000 円以上を納付するものとする。

第 14 条 本会の経費は次の収入より毎年予算を以て之を当てる。

- (1) 入会金
- (2) 正会員の会費
- (3) 寄付金、その他の収入

第 15 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 7 章 支 部

第 16 条 支部設立に際しては、会長の承認を必要とする。

第 17 条 正会員は最寄りの支部会員となるものとする。

第 18 条 支部長は毎年 4 月 1 日現在支部会員名簿を同月末日迄に本部に送付するものとする。

昭和 24 年 10 月 16 日より実施

昭和 31 年 5 月 27 日一部改正

昭和 34 年 6 月 7 日一部改正

昭和 56 年 5 月 31 日一部改正

平成 14 年 5 月 25 日一部改正

平成 18 年 5 月 27 日一部改正

## 同 窓 会 細 則

(死亡広告の取扱い)

会員死亡の場合、本人又は遺族の意思により、死亡広告に苫工同窓会の会員である旨を掲載することができる。

平成 18 年 5 月 27 日より実施